

裁 判 所	名古屋高等裁判所金沢支部
事 件 番 号	令和 5 年（ネ）第 22 号
事 件 名	損害賠償（交通）等請求控訴事件
判決年月日	令和 5 年 7 月 19 日
判 示 事 項	被害者が、自動車損害賠償保障法（令和 4 年法律第 65 号による改正前のもの）72 条 1 項所定の政令で定める金額の限度を超える損害を受け、同法 73 条 1 項所定の法令に基づく給付を受けた場合における、政府の同法 72 条 1 項の規定による損害の填補額の算定方法
判 決 要 旨	被害者が、自動車損害賠償保障法（令和 4 年法律第 65 号による改正前のもの）72 条 1 項所定の政令で定める金額の限度を超える損害を受け、同法 73 条 1 項所定の法令に基づく給付を受けた場合には、政府の同法 72 条 1 項の規定による損害の填補額は、上記の政令で定める金額から、同法 73 条 1 項所定の法令に基づく給付の額を控除して、これを算定すべきである。
事案の概要	本件は、一審相被告 Y との間で発生した交通事故により損害を被ったとする X が、自動車損害賠償保障法（令和 4 年法律第 65 号による改正前のもの）3 条に基づき、加害車両の運行供用者である一審相被告 Y に対し、損害賠償を求めるとともに、同法 72 条 1 項後段に基づき、国に対し、政府の自動車損害賠償保障事業による損害の填補を求めた事案である。
訟 務 月 報	70 巻 5 号